

みんなでつくる新しいまちづくり計画

第3次渋川市総合計画 策定に係る市民説明会

渋川市民会館	7/16 (木)	19:00 ~ 20:30
古巻公民館	7/17 (金)	19:00 ~ 20:30
金島公民館	7/21 (火)	19:00 ~ 20:30
伊香保公民館	7/22 (水)	19:00 ~ 20:30
小野上公民館	7/23 (木)	19:00 ~ 20:30
子持公民館	7/24 (金)	19:00 ~ 20:30
赤城公民館	7/30 (木)	19:00 ~ 20:30
北橘公民館	7/31 (金)	19:00 ~ 20:30
渋川市民会館	8/ 2 (日)	10:00 ~ 11:30



本日の次第

I 開会

II あいさつ

III 説明事項

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 総合計画について | ・・・1 |
| 2 本市の現状について | ・・・9 |
| 3 新しい総合計画の策定方針について | ・・・14 |

IV 意見交換

V 閉会

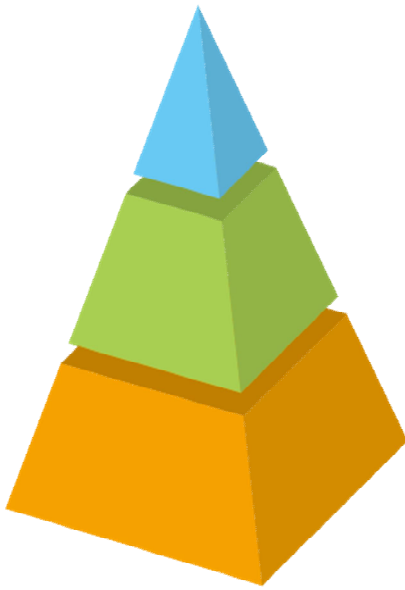


1 総合計画について

(1) 総合計画とは？

総合計画は、本市が目指すまちの将来像を実現するための政策の方向性、具体的な取組などを示す、本市の最も重要なまちづくりの計画です。

本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成されます。



基本構想

計画期間／10年間

役割／長期的な展望に基づき、本市の将来像及びこれを実現するためのまちづくりの方針（施策）を示すもの

基本計画

計画期間／5年間（5年ごとに見直し）

役割／基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すもの

実施計画

計画期間／3年間（毎年度見直し（ローリング方式））

役割／基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な取組を示すもの

(2) どうして総合計画が必要なの？

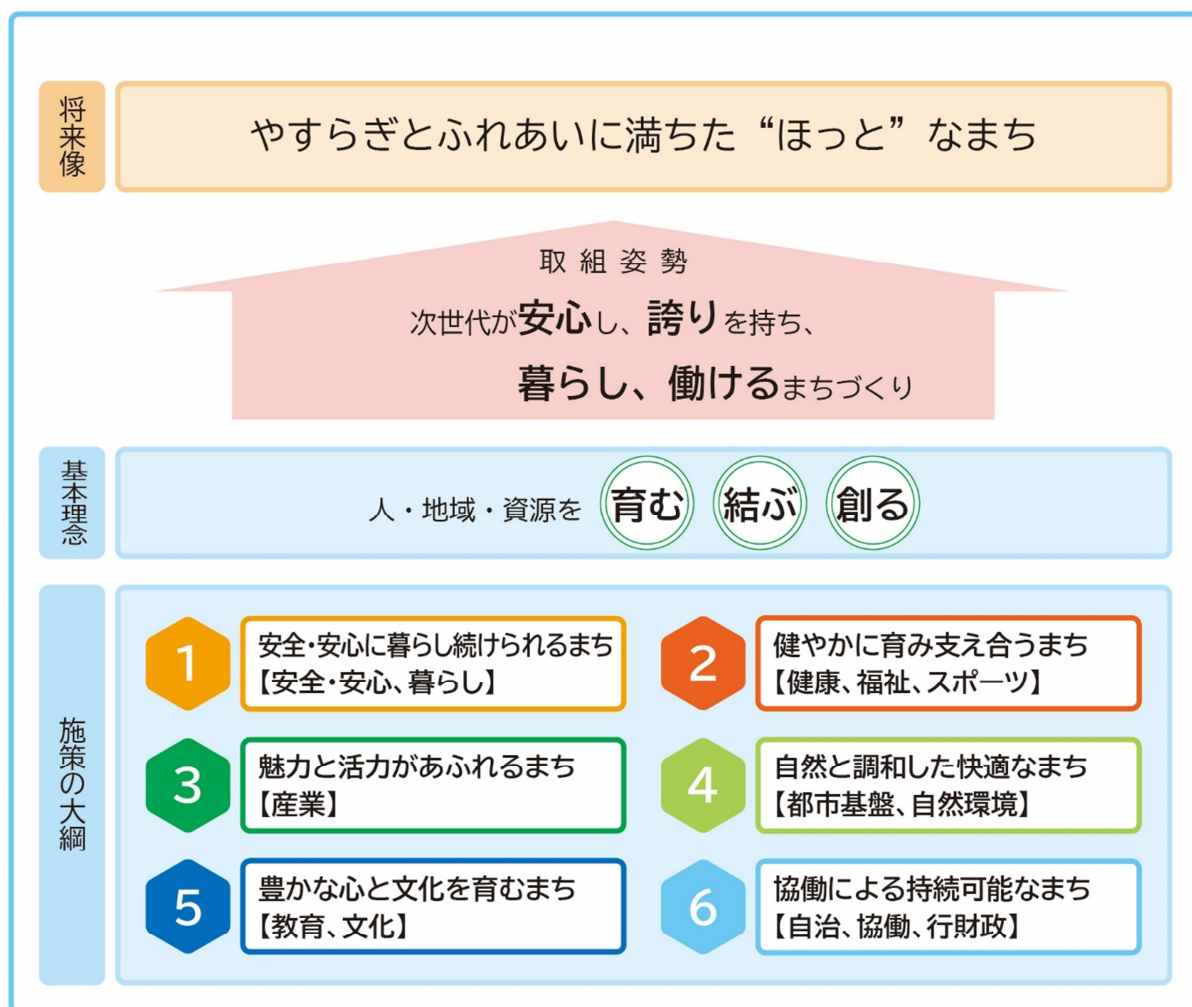
時代の流れなどを的確に見極めながら、様々な課題に対応し、計画的にまちづくりを進めるため、まちづくりの指針として総合計画を策定することとしています。



(3) どんな取組をしているの？

現在の第2次渋川市総合計画では、将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に向けた取組を進めています。

将来像の実現のため、6つのまちづくりの方向性（施策の大綱）を定め、様々な取組を進めています。



資料：第2次渋川市総合計画後期基本計画



安全・安心に暮らし続けられるまち 【安全・安心、暮らし】

災害や犯罪などに対して、市民の生命・財産を守り、誰もが安全で安心な住みよいまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
1－1 消防・防災 対策の充実	市民が安全で安心して暮らせるまちにするため、市民、関係機関、行政が一体となって、災害に強いまちづくりを推進します。	(1) 防災体制・施設の充実 (2) 地域の防災組織・協力体制の充実 (3) 消防施設の整備 (4) 消防団活動の充実
1－2 防犯体制の 整備・充実	多様化する犯罪などを未然に防止し、市民が平穏に暮らせる安全で安心なまちづくりを推進します。	(1) 防犯意識の高揚 (2) 防犯活動の推進 (3) 防犯環境の整備
1－3 交通安全対策 の推進	交通安全施設等の計画的整備により、道路交通環境を充実させ交通安全を確保するとともに、交通事故をなくすため、交通安全教育を推進します。	(1) 道路交通環境の改善 (2) 交通安全マナーの普及・啓発 (3) 交通安全教育の推進
1－4 消費者生活の 充実	市民の消費生活の安定と向上のため、消費者意識の啓発を行うとともに、消費者利益の保護と自立への支援を推進します。	(1) 消費者保護体制の充実 (2) 消費生活における知識の向上・啓発
1－5 定住環境の 充実・促進	移住定住の促進や関係人口の創出拡大のために、安心して住める住宅の供給及び耐震化、空家等の実態把握と利活用、移住者の受入環境の整備、定住に向けた各種相談体制の拡充を推進します。	(1) 住宅供給の充実 (2) 移住定住を促進するための支援の充実 (3) 建物の耐震化の推進 (4) 空き家の適正管理と利活用の推進
1－6 安定した水の 供給	安全で安心なおいしい水を安定して供給するため、強靱で持続可能な水道事業の運営を推進します。	(1) 水源確保と水質保全 (2) 供給施設の拡充・整備 (3) 事業の健全経営
1－7 汚水処理の 充実	地域に適した汚水処理を実施し、定住環境の整備と公共用水域の水質保全を推進するとともに、より安定した事業運営のため、経営の効率化・健全化を図ります。	(1) 汚水処理事業の充実 (2) 水洗化の推進 (3) 事業の健全経営

資料：第2次渋川市総合計画後期基本計画

2

健やかに育み支え合うまち 【健康、福祉、スポーツ】

住み慣れた地域で互いに支え合い、誰もが生涯を通じて健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
2-1 地域福祉の充実	地域福祉の新たな担い手の育成や福祉活動の支援を通じて、多様な主体の自立的活動を促進し、安定した暮らしを支える社会保障制度の適正な運用と充実を図ります。	(1) 地域福祉活動の推進 (2) 相談・支援体制の充実
2-2 子育て環境の充実	「育都」として妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施することで、母親・父親ともに、子育てを楽しむことのできる環境を整備します。併せて、子どもを産み、安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、価値観の多様化などによる様々な選択肢を支えるような環境を整備します。	(1) 少子化対策の推進 (2) 子育て支援の充実 (3) 保育・幼児教育環境の充実 (4) 子育て相談体制の充実
2-3 保健・医療の充実	健康寿命の延伸に向け、市民一人ひとりの健康意識を高めるとともに、心身の健康づくりを支援します。また、救急医療体制や休日・夜間診療を充実するため、医療機関等との一層の連携を図ります。	(1) 健康づくりの推進 (2) 母子保健の推進 (3) 食育の推進 (4) 地域医療の充実
2-4 スポーツと健康づくりの推進	スポーツを通じた市民の健康づくりを進めるため、従来の「一市民スポーツ」に加え「生活の中に運動を」も合言葉に、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる取組を推進した上で、スポーツを通じた地域交流の促進を目指します。	(1) スポーツの推進 (2) 競技力の向上 (3) 社会体育施設の整備・充実
2-5 高齢者福祉の充実	高齢者が生きがいを持ち、元気に安心して生活できるまちづくりを推進します。	(1) 高齢者の安全・安心対策の推進 (2) 高齢者の生きがいづくりの充実
2-6 障害者（児）福祉の充実	全ての人が互いを尊重し、共に生きる社会の実現を目指します。また、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、一人ひとりのニーズに合った適切な支援の充実を図ります。	(1) 障害への理解及び意識啓発 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 障害児支援の充実
2-7 介護保険の充実	要介護状態となることを予防し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりと介護サービス体制の構築を図ります。	(1) 介護予防の推進 (2) 介護サービスの充実 (3) 地域包括ケアシステムの構築 (4) 介護保険制度の健全な運営
2-8 国民健康保険制度の安定的な運営	共同で保険者となる県と連携して、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図り、制度の安定的な運営を行います。	(1) 県と連携した国民健康保険制度の円滑な運営 (2) 医療費の適正化 (3) 保健事業の推進 (4) あかぎ診療所の施設の活用

資料：第2次淡川市総合計画後期基本計画

3

魅力と活力があふれるまち 【産業】

魅力あふれる交流とにぎわいを創造するために、本市の強みをいかし、新たな産業の振興や雇用の創出により活力あふれるまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
3-1 農林業の振興	農林業の担い手の育成・確保に取り組むとともに、農村地域の防災・減災、国土強靱化を図ります。また、スマート農業の推進、輸出による新たな販路拡大によるブランド力の強化を図ります。	(1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興 (2) 地域農業の維持と生産基盤の保全・整備 (3) 農林産物の安全確保と販売力の強化 (4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備
3-2 工業の振興	コロナ禍における社会情勢を注視し、企業誘致の受け皿となる産業立地基盤の早急な整備を推進するとともに、産学官金の連携により中小企業の活性化と創業支援、企業誘致を推進します。	(1) 経営基盤の安定化 (2) 異業種間交流とものづくり中小企業のネットワーク化の促進 (3) 企業誘致の推進
3-3 商業の振興	商工会議所、商工会、金融機関などと連携し、商業活動の推進と経営の安定化を図るとともに、創業を支援します。また、にぎわいのあるまちを目指し、実効性のある施策を推進します。	(1) 商業活動の推進 (2) 経営の安定化と創業の支援 (3) 中心市街地の活性化
3-4 観光の振興	伊香保温泉を核に、癒やしや保養休養志向の個人旅行者への対応を図り、地域資源のブランド化や交通交流の促進、インバウンド需要の回復など、地域の特色をいかした取組を展開し、誰もが訪れたくなる魅力ある観光地づくりを推進します。	(1) 地域資源の活用の推進 (2) 観光施設の充実 (3) 交通機関との連携促進 (4) 外国人観光客誘致の促進
3-5 勤労者対策の充実	若者、子育て世代などの雇用・生活の安定のため、引き続き関係機関と連携し、就業支援や就業情報の提供、相談体制の充実を図ります。また、勤労者が安心して働ける職場環境の整備と福利厚生の充実に向けた取組を推進します。	(1) 就業機会の充実 (2) 相談体制の充実 (3) 福利厚生の充実

資料：第2次渋川市総合計画後期基本計画

4

自然と調和した快適なまち

【都市基盤、自然環境】

本市の美しい自然環境を保全し、快適な都市環境を整備するため、適正な土地利用を推進するとともに、地域の交流や連携を強化するため、幹線道路や生活道路、交通安全施設を整備し、市民が快適に生活できるまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
4-1 連携を強化 する道路・橋 りょうの整備	地域の連携を強化し、交通渋滞の緩和や利便性の向上を図るため、幹線道路網の整備を行うほか、河川で分断されている本市の地形的特性を踏まえ、橋りょうの整備を推進します。また、橋りょうの整備にあたっては、「渋川市橋梁長寿命化修繕計画」とのバランスを見極めながら、整備実現に努めます。	(1) 広域的な道路の整備 (2) 都市計画道路の整備 (3) 橋りょうの整備
4-2 生活に身近な 道路の整備	地域の生活に身近な道路の整備を進めるとともに、道路・橋りょうの維持管理を強化します。特に、橋りょうについては「渋川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの長寿命化・修繕・架け替えに係る費用の縮減・平準化と、道路橋としての安全性・利便性を確保するため、計画的な点検及び点検結果による適切な維持管理を行います。	(1) 道路改良の推進 (2) 生活道路整備の推進 (3) 道路維持管理の充実 (4) 橋りょうの長寿命化の推進
4-3 公共交通体系 の充実	多様な交流を生み、効率的で利便性の高い公共交通網の整備を推進します。	(1) 鉄道利便性の向上 (2) バス路線の充実 (3) 交通機関などとの連携強化
4-4 計画的な土地 利用と良好な 市街地の形成	土地利用規制及び都市計画道路の見直しを行い、計画的な土地利用を推進するとともに、住宅施策や商業施策などと連携した居住機能と都市機能の集積を図り、質の高い魅力ある市街地整備を推進します。	(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 市街地整備の推進
4-5 公園の整備	子どもから高齢者まで、だれでも安全で安心して利用できる公園整備を推進します。	(1) 都市公園等の整備 (2) 特色ある公園や緑地の保全・活用 (3) 公園の管理 (4) 墓地の管理・整備
4-6 環境保全対策 の推進	市民が快適に生活できる生活環境と自然環境を保全し、気候変動に対する取組や環境問題に対する意識啓発を推進します。	(1) 良好な生活環境の保全 (2) 自然環境の保全 (3) 地球温暖化対策の推進
4-7 ごみの減量化 ・再利用	資源循環型社会を構築するため、資源再利用の普及や啓発を行い、ごみの減量化を推進します。	(1) ごみ減量化の推進 (2) 分別収集・資源再利用の推進 (3) 収集運搬体制の充実

資料：第2次渋川市総合計画後期基本計画

5

豊かな心と文化を育むまち 【教育、文化】

子どもたちの生きる力を育むため、特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。また、本市の歴史と地域文化などを通じ、各世代に応じた活動や人材の育成を促進し、文化の薫り高いまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
5-1 学校教育の 充実	子どもたちが学ぶ楽しさを味わい、国際視野に立つて共生社会をたくましく生きる力を身に付けるための、魅力ある学校づくりを推進します。	(1) 学校・家庭・地域の連携強化 (2) 教育指導体制の充実 (3) 教育環境の整備 (4) 学校給食の充実
5-2 青少年の健全 育成	次世代を担う青少年を健全に育成するため、青少年センターを充実するとともに、学校・家庭・地域がきめ細かな連携を図り、健全育成に向けた様々な取組を積極的に推進します。	(1) 青少年センターの充実 (2) 学校・家庭・地域の連携 (3) 関係団体との連携強化と活動の充実
5-3 生涯学習の 充実	生涯にわたり主体的に学習し、生きがいのある充実した生活が送れるよう、生涯学習環境の充実を推進します。また、「ふるさと渋川を愛する人づくり」を推進し、地域主体の生涯学習の推進を支援します。	(1) 生涯学習活動の推進 (2) 社会教育環境の整備
5-4 地域文化の 振興	文化財の保護と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を推進します。また、芸術・文化に触れる機会を増やし、地域の優れた知識や技術を有する市民などと連携を図りながら、文化の薫り高いまちづくりを目指します。	(1) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承 (2) 芸術・文化活動の推進 (3) 自主活動団体の育成支援

資料：第2次渋川市総合計画後期基本計画

6

協働による持続可能なまち 【自治、協働、行財政】

全ての市民が、その特性を最大限に発揮することができる多様性のあるまちづくりを推進するとともに、市民を始めとする多様な主体との協働により計画的な行財政運営を行い、持続可能なまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
6-1 市民との協働	自治会やNPO法人など各種コミュニティ団体と連携・協力し、協働による地域づくりを推進します。	(1) コミュニティ活動の促進 (2) 市民協働の推進 (3) ボランティア・NPO活動との連携
6-2 人権意識の向上・平和な社会の推進	市民一人ひとりが人権尊重の精神を持ち、子どもから大人まで全ての人々が互いの人権を尊重できる社会、争いのない平和な社会の実現を推進します。	(1) 人権相談・啓発の推進 (2) 人権教育の推進 (3) 平和啓発活動の推進
6-3 男女共同参画の推進	男女共同参画の阻害となる課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、誰もが性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会づくりを推進します。	(1) 男女共同参画推進施策の充実 (2) 啓発活動の推進
6-4 交流連携の強化と国際交流の推進	国内自治体や海外都市との間で、文化、教育、産業など地域特性をいかした多方面での交流を行い、交流人口の拡大と多文化共生社会を推進します。	(1) 都市、地域間交流の推進 (2) 姉妹・友好都市などとの交流の推進 (3) 市民主体の国際交流への支援
6-5 情報共有の推進	市民等との情報共有の推進に向けて、各種媒体での情報発信を適時に行います。また、多様化する市民要望を的確に把握するため、広聴機能の強化を図ります。そのほか、「渋川市公文書等の管理に関する条例」に基づく適正な公文書管理により、透明性を高める運用を行います。	(1) 広報活動の充実 (2) 広聴機会の拡大 (3) 情報公開と適正な文書管理
6-6 情報化の推進	誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の視点を踏まえ、市民の利便性及び生産性を向上させるため、これまでの慣例等にとらわれず最新のデジタル技術を活用した業務フローなどの変革に取り組むとともに、情報の安全性を確保するため、情報セキュリティ対策を推進します。	(1) 市民サービスの向上 (2) 行政事務の効率化・最適化の推進 (3) 情報セキュリティ対策の推進 (4) DXの推進
6-7 適正な組織体制と健全な行財政運営	地方分権の進展を捉え、より一層の行政改革を推進します。組織機構の見直しや効果的な職員育成による定員管理の適正化を図るとともに、施策・事業の見直し等を積極的に行い、健全な行財政基盤の確立と運営を図ります。	(1) 行政改革の推進 (2) 組織の活性化と定員管理の適正化 (3) 財源の確保と効率的な財政運営
6-8 市有財産の適正な管理・運用	公共施設等の老朽化対策としての長寿命化や保有量の最適化、未利用財産の利活用など市有財産を適正に維持管理し、有効活用を図ります。	(1) 公共施設等の維持管理の最適化 (2) 公共施設等の適正配置の推進 (3) 未利用財産の利活用・処分の推進
6-9 広域行政の推進・産学等との連携の推進	行政事務等の効率化を図るため、既存の構成市町村との連携を密にし、共同処理を行います。また、新たな行政課題に対応するため、他市町村、民間企業や大学等との新たな連携を推進します。	(1) 構成市町村との連携 (2) 新たな行政課題に対応した他市町村等との連携 (3) 民間企業や大学等との連携

資料：第2次渋川市総合計画後期基本計画

2 本市の現状について

(1) 財政状況について

<歳入（収入）>

主な収入である市税について、景気低迷等の影響から回復傾向にあります、世界的な景気低迷に陥ったリーマンショックよりも前の状況には戻っていません。

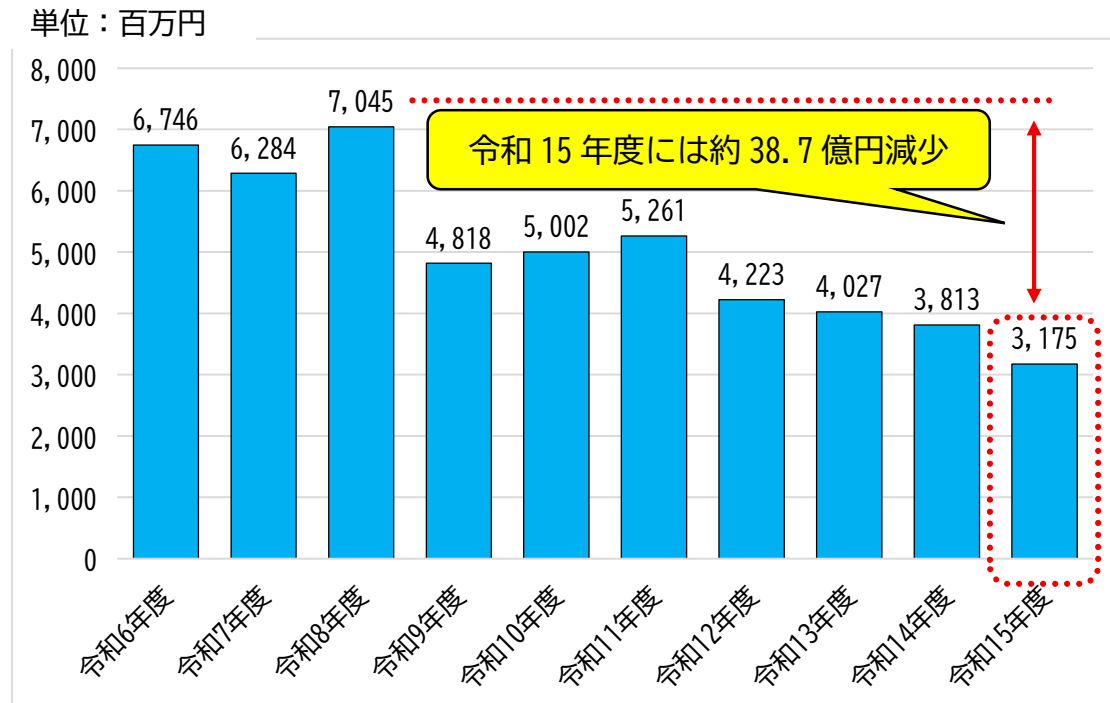
また、合併した市町村が有利な条件で借り入れることができる借入金（合併特例事業債）を活用していましたが、その利用期間は終了したため、今後はそうした借入金の活用は見込めません。

<歳出（支出）>

市町村合併時の計画（新市建設計画）に基づいた大型事業の実施に伴う公債費（借入金の返済）の増加、超高齢化社会の到来による社会保障給付費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加等が見込まれます。

（参考）義務的経費等の充当分を除いた一般財源額の見通し

市の収入（一般財源）から公債費や社会保障給付費等の支払いが決まっている費用（義務的経費）などを除いた、活用できる財源（資金）は今後減少する見込み



資料：渋川市財政運営方針

(2) 公共施設の状況について

本市は、6市町村が合併して誕生した市であることから、市内で類似する公共施設があります。

こうした公共施設の適正配置や有効活用等の総合的な管理の推進を目的として平成26(2014)年度に策定した渋川市公共施設等総合管理計画では、全ての公共施設を維持していくために大規模な改修や施設の建て替えを行った場合、平成26年度からの30年間で約2,263億円の費用が必要となると見込まれています。

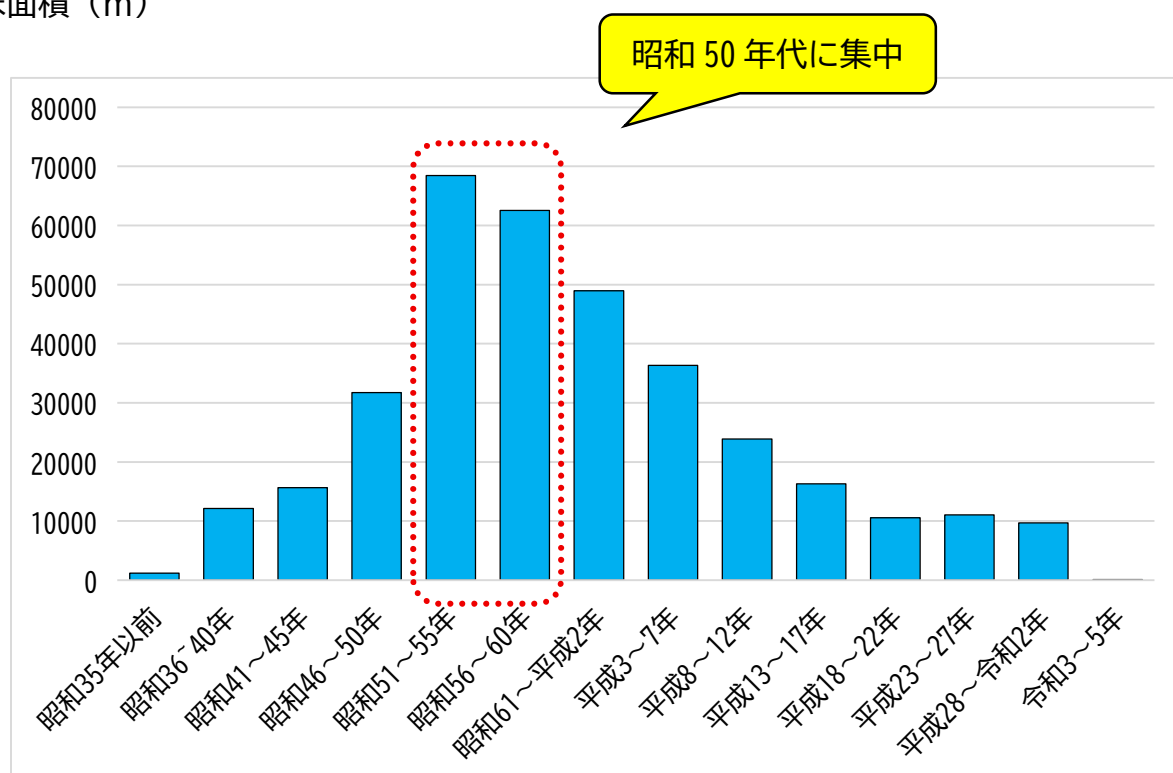
さらに通常の維持補修等の費用も含めると、総額で約2,838億円が必要と見込まれますが、そのために利用できる資金は約623億円不足する見込みです。

そのため、本市の公共施設を現状のまま全て維持・更新等していくことは極めて困難な状況となっています。

(参考) 建築年ごとの公共施設の状況

昭和50年代にかけて多くの公共施設を建設しており、既に半数以上の施設が築40年を経過している

床面積 (㎡)

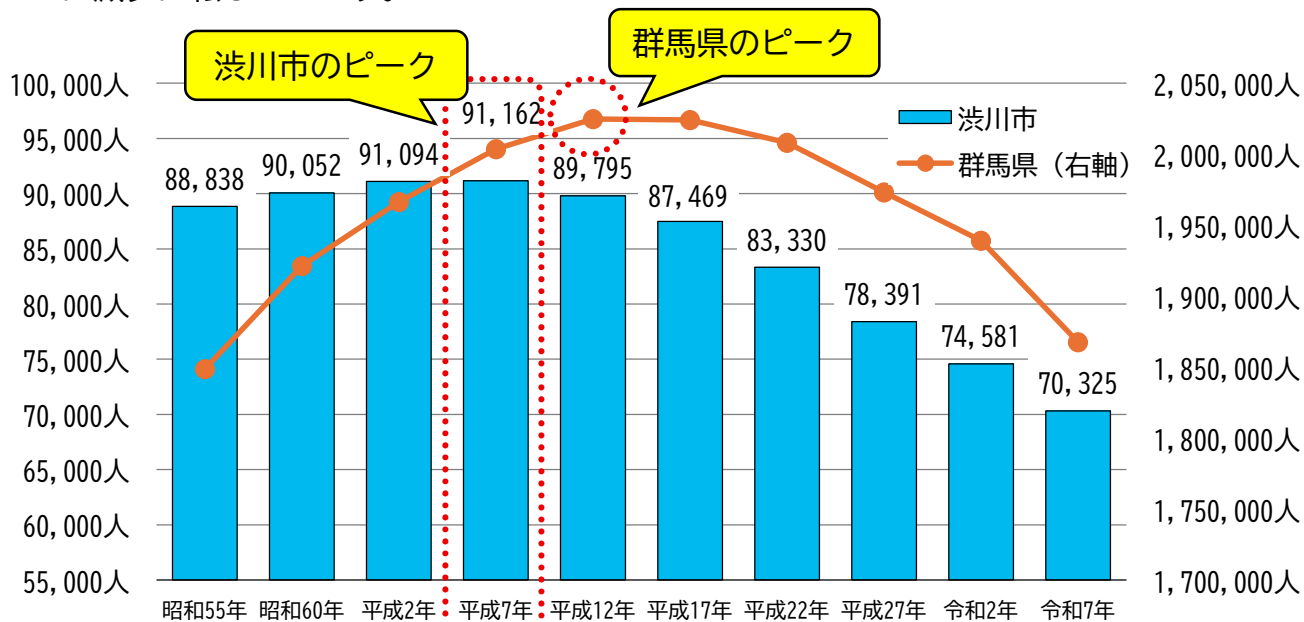


資料：令和5年度末固定資産台帳

(3) これまでの人口の状況について

昭和 55（1980）年から令和 7（2025）年の 45 年間の総人口（国勢調査）を見ると、本市は平成 7（1995）年をピークに減少しています（旧町村含む）。

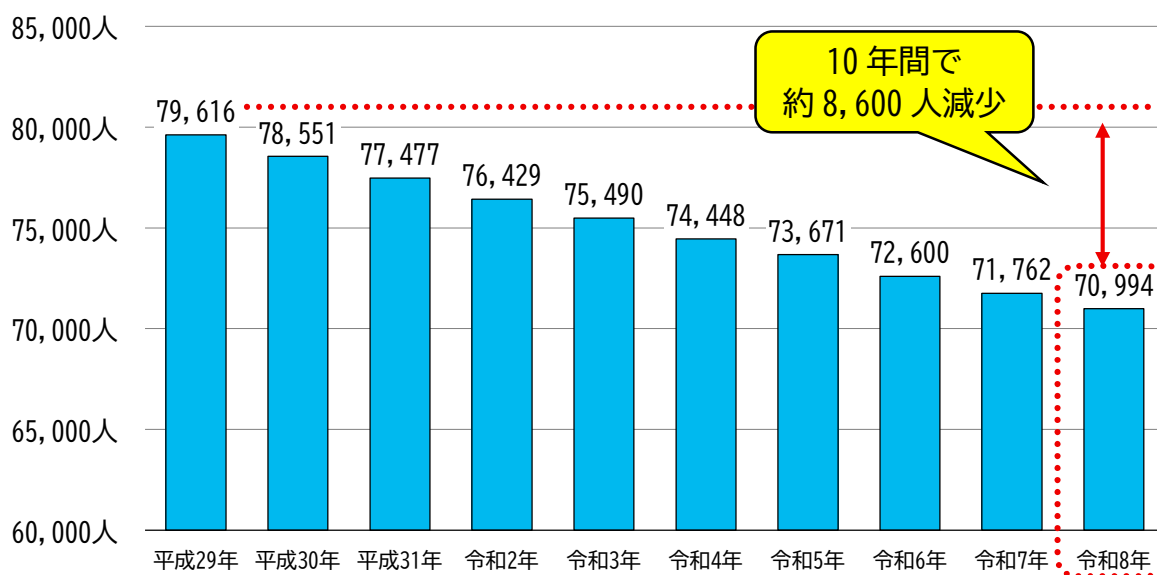
群馬県全体では平成 12（2000）年がピークで、県内のほとんどの自治体がすでに減少に転じています。



資料：総務省 国勢調査（令和 7 年は速報値）

（参考）直近 10 年間の人口の推移（住民基本台帳）

平成 29（2017）年から令和 8（2026）年までの 10 年間に約 8,600 人減少



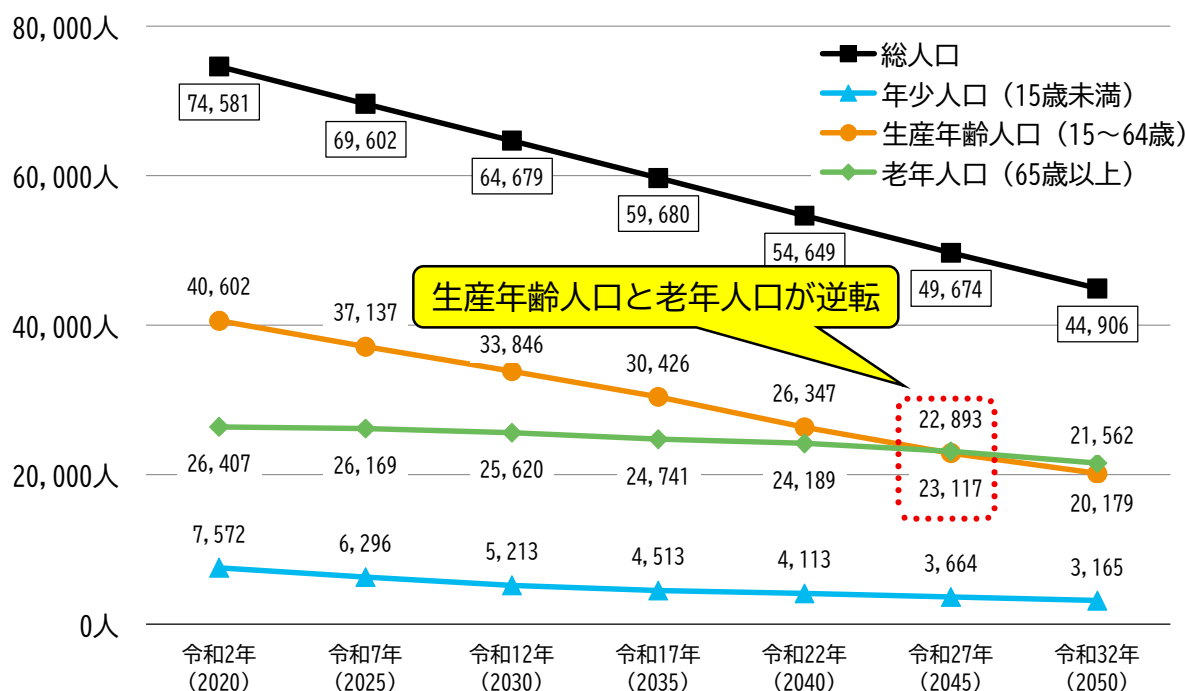
資料：渋川市住民基本台帳（各年 3 月末時点）

(4) これからの人口の見通しについて

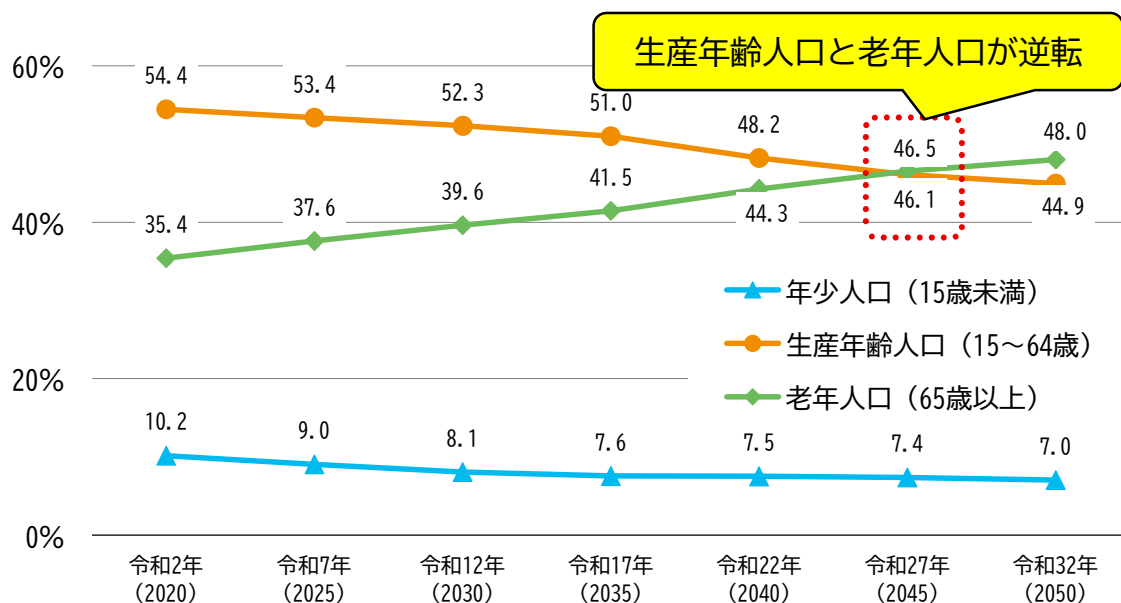
日本の人口問題等の調査研究を行う国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、本市の人口は、令和 32（2050）年には 44,906 人になると見込まれています。

年齢別に見ると 15～64 歳の人口の減少スピードが一番速く、約 20 年後の令和 27（2045）年には、65 歳以上の人口と逆転する見込みです。

そのため、今後はこうした状況を受け止め、人口が縮小する中でも、活力あるまちづくりを進めていくことが求められます。



年齢3区分別人口構成割合の推計（下図）



(参考) 人口減少に対する現在の取組

本市では人口減少対策に重点を置く計画（しづかわ未来共創プラン）を作成し、人口減少に対応するための取組を進めています。

渋川で暮らす



1 若者・女性に魅力あるまちの実現

- 子育てのしやすさや住みやすさ、教育の充実
- 安全・安心を実感できる環境整備 など

渋川とつながる

2 人々の交流による活力あふれるまちの実現

- 国内有数の観光地として地域のブランド力の向上
- 豊かな自然、生活のしやすさ、人の温かさなどの地域資源の活用 など



渋川で働く

3 誰もが生き生きと活躍できるまちの実現

- 世代や分野を超えた多様な人の活躍の推進
- 女性、障害者、高齢者などのリスキリング（新たな就業のために必要なスキル獲得）を含めた就業支援
- 今後一層の増加が見込まれる外国籍の市民の就業や教育の支援
- 産業や農業のDX化による生産性向上の支援 など



持続可能な
渋川のまちづくり

4 誰もが幸せに暮らせるまちの実現

- 地域の拠点を中心とした公共交通網の整備
- デジタル機器利活用のためのきめ細かな支援 など



資料：しづかわ未来共創プラン（第3期渋川市総合戦略）

3 新しい総合計画の策定方針について

(1) どうしてつくるの？

現在の総合計画（第2次渋川市総合計画）は、令和9（2027）年度末で、計画期間が終わることから、令和10（2028）年度以降も引き続き、市民にまちづくりの方向性を示し、計画的なまちづくりを進めるため、令和10年度から令和19（2037）年度までの10年間の計画期間とする、新しい総合計画（第3次渋川市総合計画）をつくります。

(2) どんな計画をつくるの？

新しい総合計画は、以下の4つの視点を重視します。

実効性のある 計画をつくります

- 財政状況に基づいた実現可能な計画をつくります。
- 数値で確認できる目標（指標）を定め、計画の進捗状況を適切に把握できる計画をつくります。
- ◆具体的には…市民の暮らしや地域がどう良くなったかということの評価できる目標を設定します。

時代に合わせた 計画をつくります

- 人口減少、少子化・高齢化などの社会的な課題を正面から受け止め、多様化・複雑化する市民のニーズに対応する計画をつくります。
- ◆具体的には…人口規模が縮小する中でも、活力のあるまちづくりを進めるための計画をつくります。

市民の声を反映した 計画をつくります

- 市民と行政が将来像を共有し、その実現を図るため、市民の意見等を取り込んだ計画をつくります。
- ◆具体的には…▶次のページをご覧ください。

わかりやすい 計画をつくります

- 市民、事業者等と行政のそれぞれの関係性を整理するとともに、誰にでもわかりやすい計画をつくります。
- ◆具体的には…市民、事業者等と行政がどのような関わりをもってどのようなまちづくりを進めるかなど、どなたでもわかりやすい計画をつくります。



(3) 市民の声は反映されるの？

新しい総合計画に、市民や事業者、各種団体などの意見を反映させるため、主に以下のとおり、ご意見を伺うための機会を設けます。



市民意識調査 (アンケート調査)

①中高生アンケート

対象者／市内学校の中学2年生及び高校2年生

調査時期／令和8年5～6月末（回答は学校ごとに回収）

②一般アンケート

対象者：18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）

調査時期／令和8年6～7月10日（回答は郵送またはWeb）



市民説明会

○令和8年度は計画策定の方針について、令和9年度は計画案について説明します。

対象者／どなたでも

実施時期／令和8年7～8月（全9回）

／令和9年6～7月頃（全9回）



市民ワークショップ

○子育て、産業、教育などの分野ごとに、今後のまちづくりについて話し合います。

対象者／どなたでも

実施時期／令和8年9月6、12、26日（全6回）

実施場所／渋川公民館



オープンハウス

○計画案を気軽に確認できるようパネル展示等により計画の概要を公表し、ご意見を募ります。

対象者／どなたでも

実施時期／令和9年6～7月頃

実施場所／市内各所



市民意見公募

○計画策定の最終段階における計画案を公表し、ご意見を募ります。

対象者／市内在住・在勤・在学者等

実施時期／令和9年8～9月頃

実施方法／窓口、郵送、電子メール等によりご意見を募集

資料作成／渋川市 総合政策部 総合政策課
TEL 0279-25-8554(直通) FAX 0279-24-6541
E-Mail hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp

